省　令

○外務省令第八号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第三条第一項、第三項及び第二十二条の規定に基づき、旅券法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月二十一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

旅券法施行規則の一部を改正する省令

旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「写真付き身体障害者手帳（写真貼替え防止がなされているもの）」の次に、「運転経歴証明書（交付年月日が平成二十四年四月一日以降のもの）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第十三号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月二十一日

環境大臣　細野　豪志

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の次に次の一条を加える。

第三条　販売業者、貸出業者又は展示業者が、午後八時から午後十時までの間に、成猫（生後一年以上のねこのことをいう。）を、当該成猫が休息ができる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合においては、平成二十六年五月三十一日までの間は、当該成猫については、この省令による改正後の第三条第二項第九号及び第八条第四号の規定は、適用しない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。